

2015.9

柳川・みやま消費生活センター / Consumer

次々に商品売りつける「次々販売」にご注意を

【事例 1】

1年前に訪問販売で高額な布団を購入した。今年も同じ販売員が訪ねてきて、昨年買った布団を点検し、新しい布団を勧められてまた契約してしまった。

【事例 2】

「お宅の屋根瓦が浮いている」と訪ねてきた業者に、1万円で修理を依頼した。その後、「柱が腐っている」「外壁がはがれ落ちる」「床下にシロアリがいる」などと言われて不安になり、いつの間にか大がかりな工事をするようになってしまった。

【アドバイス】

一度契約すると次々に契約を迫られる事例です。訪

ねてくるのは同じ業者とは限らず、違う業者の場合もあります。あなたは、業者から「簡単に契約してくれる人」と思われていませんか。簡単に家の中へ招き入れないこと、その場ですぐに契約をしないことで被害を予防しましょう。

契約をしてしまっても、クーリング・オフや契約の取り消しなどができる場合があります。あきらめず、早めに消費生活センターへ相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（☎76・1004）まで。



2015.10

柳川・みやま消費生活センター / Consumer

通信販売は注文する前に条件をしっかりとチェック

【事例】

テレビショッピングで「お試し価格」と紹介された健康食品を注文した。口に合わず二度と注文するつもりはなかったのだが、翌月にも商品と振込用紙が送られてきた。解約を申し出ると、最低3か月継続することが条件の「お試し価格」だったと説明され、定価料金での精算を求められた。

【アドバイス】

通信販売の定期購入に関する相談が増加しています。通信販売にはクーリング・オフ制度の適用がなく、事業者が返品などの条件について定めている返品特約



に従うこととなります。事例のように定期購入したという自覚がなく2回目の配達があって初めて気付いた場合、原則は定価料金での精算になります。

「無料サンプル」「初回限定価格」「モニター価格」などに惑わされないよう、用心してください。電話で注文するときは、その価格が適用されるための条件や返品可否、返品できる期間について質問してみるとよいでしょう。また、商品と一緒に届いた書面にも必ず目を通しましょう。

無事返品できたケースもありますので、あきらめずに消費生活センターへ相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（☎76・1004）まで。